

# 三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1.背景

- ・平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
- ・平成25年6月 政府行動計画の閣議決定
- ・平成26年2月 埼玉県行動計画の策定

## 2.目的

新型インフルエンザ等を町の危機管理に関わる重要な課題とし、対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 3.計画の特徴

- ◆ 発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する
- ◆ 政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県とともに総合的な対策を推進する
- ◆ 政府対策本部による緊急事態宣言時、特措法に基づく措置を実施する
- ◆ 基本的人権の尊重に留意して実施する

## 4.主な対策

- ◆ 町民対策本部の設置
- ◆ 相談窓口等の設置
- ◆ 住民接種の実施
- ◆ 要援護者への生活支援
- ◆ 火葬・埋葬を円滑に行うための整備
- ◆ 水道の安定供給

## 5.発生段階ごとの対策

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内・町内発生早期	5 県内・町内感染拡大期	6 小康期	
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生(県内は未発生)	県内で発生(患者の接触歴を把握)	県内でまん延(接触歴を把握できない)	患者発生が減少	
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え	
実施体制		・町対策本部の設置 (県対策本部の設置)				町・県対策本部の廃止	
		国が緊急事態宣言(町対策本部の設置)					
サーベイランス(※県が実施)	インフルエンザ・サーベイランス(発生状況の監視)						
		サーベイランスの強化(全数把握開始)			全数把握中止		
		学校等の集団発生状況の把握					
情報提供・共有	電話相談窓口の設置						
	注意喚起・情報提供						
まん延防止・予防		特定接種(医療従事者等への先行的接種)					
		不要不急の外出自粛要請、学校等施設の使用制限					
接種予防		住民接種(全町民を対象に町が実施)					
医療	抗ウイルス薬等の備蓄	専用外来における医療提供、入院措置			備蓄した抗ウイルス薬の供給		
		医療等の実施の要請				臨時医療施設の設置	
	指定地方公共機関の指定業務計画策定						
町民生活及び地域経済の安定の確保		指定地方公共機関等の業務継続					
		緊急物資の運送等の要請・指示					
			特定物資の売渡しの要請・収用				

段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

## 6.住民接種

### 【対象者について】

- 住民接種の対象者については、当該市町村の区域内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されている者を基本とする。
- それに加えて、以下については住民接種の接種対象者とすべきである。
  - ① 長期入院・入所者
  - ② 里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児
  - ③ その他市町村が認める者
- 接種費用の市町村負担分については、特措法及び予防接種法の規定に基づき住民基本台帳に登録がある住民に加え、上記①～③の対象者についても、接種を実施した市町村が支弁すべきである。
- 健康被害救済については、予防接種法第15条の規定に基づき、住民基本台帳への登録がある市町村が給付を行うことが適切である。

### 【接種方法について】

- 住民接種は、原則として集団的接種により実施する。  
現時点では、多くの場合、10ml等のマルチバイアルによってワクチンが供給されることが想定されているため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 集団的接種には、「地域集団接種」及び「施設集団接種」の2種類があり、市町村により、活用する施設集団について検討する。

区分	概要	実施場所（例）
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの	公民館、体育館、集会所 文化会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの	医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設、小中学校、保育所、通所施設等

- 上記以外に、在宅医療を受療中の患者など地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問して実施する場合も考えられる。（地域訪問接種）

※「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（概要版）」より抜粋

## 7.新型インフルエンザ等対策の推進体制図

